

西小倉地区のりあい交通事業の運行について

道路運送法第 15 条の 2 第 1 項に基づき、西小倉地区のりあい交通事業の路線休止における協議事項は、以下のとおり。

●西小倉地区のりあい交通事業の路線を休止することについての協議事項…【資料 1】

(1) 運行系統について

⇒ 1. 運行の態様 参照

(2) 運行路線・ダイヤについて

⇒ 2. 運行路線・ダイヤ 参照

(3) 運賃（料金）の種類、額及び適用方法について

⇒ 3. 運賃及び料金 参照

(4) 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件について (運行日数、本数、使用車両、運行主体、停留所位置など)

⇒ 4. 運行計画、5. 運行主体、6. 休止予定日 参照